

[事案 16-9] 障害給付金請求

- ・平成 16 年 7 月 21 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 8 月 24 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

自賠償保険では医学的に認められた「高次脳機能障害」を後遺障害等級に適用している。医学的に認められている障害なのだから高次脳機能障害の後遺症を認め、障害給付金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

提出されていた自賠償診断書等で確認する限り支払事由に該当しない旨申立人には書面にて説明している。現在の状態では生命保険約款の支払事由に該当しないことが明らかであるので、司法機関における判断にて解決を図りたい。

< 裁定の概要 >

上記のとおり保険会社から「裁定不承認届」が裁定審査会宛て届出があった。裁定審査会は、保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人宛てに「保険会社は裁判により解決を図ることを明確にしていることから、裁定審査会は裁定を開始しない」旨通知を行った。

なお、本件は保険会社より平成 16 年 11 月地方裁判所に提訴された。